

令和3年度山梨県特定施設入居者生活介護指定候補者募集要項

1 目的

この要項は、健康長寿やまなしプラン（令和3年度～令和5年度）において介護待機者ゼロ社会の実現に向けた施設整備として推進することとしている特定施設入居者生活介護の指定を行うに当たり、事業者選定の公正性を確保するとともに、より優れた介護サービスを安定的に提供することができるよう、広く指定希望者を募集し、特定施設入居者生活介護指定候補者（以下「指定候補者」という。）を選定しようとするものです。

2 募集の概要

(1) 介護サービスの種類

特定施設入居者生活介護（一般型、外部サービス利用型のどちらも可）

(2) 施設の種類の種類

- ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅に登録するものを含む。）

※特定施設入居者生活介護の指定申請前に、老人福祉法に規定する有料老人ホーム設置届出、高齢者の居住安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録等が完了している必要があります。

※サービス付き高齢者向け住宅の場合は、有料老人ホームに該当するものでなければ応募できません。

(3) 募集整備数

整備年度	令和4年度
整備箇所	中北圏域
募集規模(総定員数)	40人

(4) 募集上の留意点

- ① 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに特定施設入居者生活介護の指定を受け、事業を開始できる施設であることが必要です。
- ② 施設は、「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例」（平成24年山梨県条例第58号）の規定に適合することが必要です。
- ③ 有料老人ホームに該当する場合は「山梨県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合していることが必要です。有料老人ホームの設置届出済みでない場合、応募前に必ず山梨県福祉保健部健康長寿推進課に相談してください。
- ④ サービス付き高齢者向け住宅として応募する場合は、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居

住の安定確保に関する法令施行規則」(平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号)等関係法令による登録基準に適合していることが必要です。サービス付き高齢者向け住宅として未登録の場合、応募前に必ず山梨県県土整備部建築住宅課に相談してください。

- ⑤ 要介護状態の方が利用する特定施設入居者生活介護には、消防用設備等の設置が義務づけられています。消防用設備等に関しては、事前に施設予定地を管轄する消防署に相談してください。

3 応募の資格要件

- (1) 応募できる者は法人(法人設立予定者を含む。)とする。法人設立予定者は、法人の概要及び設立時期等が明確なものに限る。
- (2) 応募者及び法人の役員等(法人設立予定者及び就任予定役員等を含む。)は介護保険法(以下「法」という。)第70条第2項第二号から第十一号に規定する指定除外要件に該当していない者であること。
- (3) 応募者は当該募集締切日において、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領及び山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置に該当していない者であること。
- (4) 法人及びその代表者(新設法人の場合は代表就任予定者)は、国、県及び市町村税について、滞納していないこと。
- (5) 法人の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 建設用地については、都市計画法、農振法、農地法、その他土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認していること。
- (7) 建設用地については、原則として、法人が所有している土地、あるいは買収が確実にできる土地であること。また、有償、無償を問わず、借り上げにより建設用地を確保する場合は、施設の長期の運営が保障されるための適切な措置(30年間以上の地上権等の設定)が取れるものであること。
- (8) 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと。または、その権利の抹消が確実であること。ただし、既に建設用地を自己所有している場合で、当該施設を建設するために設定した抵当権等は除く。
- (9) 設置場所が、土砂災害防止法に基づき山梨県が指定する土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。)又は、山梨県が公表する土砂災害危険箇所でないこと。
- (10) 設置場所が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき山梨県が指定する急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- (11) サービス付き高齢者向け住宅で応募する場合は、有料老人ホームに該当するものであること。

4 提出書類等

応募者は、「提出書類一覧表」に記載した書類を提出してください。書類への記載は、様式の項目の全てに記載してください(該当しない箇所は「該当なし」等を記載すること。)

- (1) 書類提出に関する事項

- ① 受付締め切り後の提出内容の変更等は認めませんが、本県が必要と判断した場合に、書類の追加、補正を求めることがあります。
- ② 介護保険法、老人福祉法、高齢者住まい法、農地法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、景観条例等の関係法令を遵守するとともに、法令等に規制がある場合は、関係機関と十分協議を行うようにしてください。
- ③ 応募に要した費用については、応募者の負担とします。
- ④ 提出された書類は返却いたしません。
- ⑤ 応募受付後辞退する場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

(2) 質問・相談等について

- ① 公募全般に関する質問は、「特定施設公募に係る質問票」により、メールまたはFAXで提出してください。電話や口頭での質問は受け付けません。
 - ※ メールアドレス及びファックス番号は「6 提出先等」のとおりです。
 - ※ メールで質問する場合は表題を「特定施設公募質問票（重要）」としてください。
- ② 質問内容は簡潔かつ明確に記載してください。
- ③ 応募者は、介護保険法及び関係基準を理解したうえでの応募を前提としているので、指定基準等法令で確認できる内容、例えば、「特定施設入居者生活介護の指定基準を教えてください」、「介護職員の配置はこれでいいか」などの質問は受け付けません。ただし、指定基準の解釈上の疑義についてはこの限りではありません。
- ④ 応募者に関する情報等の質問は受け付けません。
- ⑤ 受付期間終了後の質問は受け付けません。
- ⑥ 質問の中で応募者に周知する必要がある場合は、その回答等を山梨県健康長寿推進課ホームページで公表します。

5 提出書類の受付期間

受付期間	令和3年11月1日（月）～ 11月19日（金）※土・日・祝日除く
受付時間	8時45分～ 17時15分 ※12時～13時を除く

6 提出先等

	摘 要
提出先	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県福祉保健部健康長寿推進課介護基盤整備担当（山梨県庁本館5階） 電話：055-223-1451 FAX：055-223-1469 メールアドレス：chouju@pref.yamanashi.lg.jp

提出部数 及び 作成方法	正本1部、副本7部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 副本はコピー可。ただし、原本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。 (代表者(法人登記)印部分は除く。) ・ A4版で作成し、フラットファイルに綴じること。 ・ 図面はA3版で作成して、たたんで綴じること。 ・ 正本は目次とインデックスをつけることとし、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付して綴じること。
提出方法	事前に電話予約のうえ、当課へ持参のこと。(郵送等は不可。)

7 選定について

(1) 選定方法

① 適合審査

応募書類により、資格要件、設備基準等について、別紙「審査基準」の「適合判定基準」により適合審査を行います。「2 募集の概要(4) 募集上の留意点」、「3 応募の資格要件」に違反している場合、「適合判定基準」を満たさない場合は、選定対象外とします。

② 内容審査

応募書類及び事業者によるプレゼンテーションにより、選定委員会において採点を行い、得点が最も高い応募事業者を指定候補者として選定します。

なお、施設の独自の施設整備や運営内容等アピールしたい事項があれば、応募書類の中で積極的に示すよう努めてください。

(2) 選定結果

審査を行った全ての事業者に選定結果を通知します。また、指定候補者名のみを山梨県ホームページで公表します。

(3) その他の留意事項

- ① 選定は介護保険法上の指定を確約するものではありません。指定候補者に選定されても、指定申請手続において指定基準に該当しない場合は、指定は行いません。
- ② 選定状況に関する照会は一切応じられません。
- ③ 建設に係る山梨県からの補助金の交付はありません。開設準備に係る補助金については、お問い合わせ下さい。
- ④ 特定施設入居者生活介護の指定申請は原則として事業開始の1ヶ月前までに行うようにしてください。

8 候補者選定のスケジュール（予定）

主な内容	日程
募集要項発表	令和 3年 8月 1日
公募に係る質問受付期間	令和 3年 9月 1日 ~ 10月 7日
公募に係る質問回答期限	令和 3年10月14日
応募書類の受付期間	令和 3年11月 1日 ~ 11月19日
審査（プレゼンテーション）・ 選定・通知・公表	令和 3年12月

9 選定後の手続き

- (1) 選定された指定候補者は、速やかに特定施設入居者生活介護の指定について、山梨県健康長寿推進課介護サービス振興担当と協議に入り、事業開始に向けて必要な指導を受けてください。
- (2) 近隣住民に対し、事業者の責任で十分説明を行い、誠実な対応を行ってください。

10 選定の取消

- (1) 指定候補者が、虚偽その他不正な手段により選定を受けた場合は、その選定を無効とします。
- (2) 指定候補者が、介護保険法、老人福祉法、高齢者住まい法、農地法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、景観条例等の関係法令を遵守することなく手続きを行う場合は、その決定を取り消すことがあります。
- (3) 選定後、下記の事業計画に変更が生じた場合は、その決定を取り消すことがあります。
 - ① 応募法人（設立予定法人を含む。）に重大な変更が生じたとき
 - ② 定員の変更
 - ③ 施設予定地の変更、または施設予定地が確保できないとき
 - ④ 施設計画に重大な変更が生じたとき
 - ⑤ 建設等に必要な資金調達が明らかに困難になったと認められるとき
 - ⑥ その他、特定施設の運営に支障をきたすと認められるとき
- (4) 事業開始日に大幅な遅延が生じた場合、あるいは特定施設入居者生活介護の指定申請書が原則として事業開始日の1ヶ月前までに提出されなかった場合（県がやむを得ないものと認めた場合を除く。）、その決定を取り消すことがあります。
- (5) (1)～(4)までの決定を取り消した場合、要した費用の弁済及び損害賠償を県に求めることはできません。